

**保育士等採用活動支援業務
公募型プロポーザル方式等提案業者募集要項**

1 実施概要

- (1)業務名称 保育士等採用活動支援業務
- (2)業務内容等 別冊「保育士等採用活動支援業務仕様書（以下、「仕様書」）」
のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4)見積上限額 5,599千円（消費税および地方消費税額を含む）

2 実施方式

公募型プロポーザル方式

本業務は、本市の保育士の採用にかかる課題等を踏まえて、効果的な内容かどうかを総合的に判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式とする。

3 実施スケジュール（令和5年）

項目	日程
公告（募集要項、仕様書）	9月27日（水）
質問受付期限	10月5日（木）午後5時
質問回答期限	10月10日（火）
参加申込書受付期限	10月13日（金）午後5時
参加資格審査結果の通知	10月16日（月）
企画提案書提出依頼の通知	10月16日（月）
企画提案書提出期限	10月25日（水）
プレゼンテーション（審査）	10月26日（木）
審査結果通知	プレゼンテーション（審査）後至急
審査結果の公表	プレゼンテーション（審査）後至急
契約締結	プレゼンテーション（審査）後至急

※上記記載の時期は、現時点での予定であり変更する可能性がある。

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。

なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国や県・市いずれかにおいて保育士採用にかかる支援業務の実績があること。
- (3) 近畿 2 府 4 県に本店または支店・営業所を有する者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。
 - ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう
 - (ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - (ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

5 申込および受付

- (1) 参加申込みおよび受付の方法
公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）および業務実績のわかる書類（様式 2）を持参または郵送等により提出
- (2) 受付場所 下記問い合わせ先にて受付する。
- (3) 受付期間 9 月 27 日（水）から 10 月 13 日（金）午後 5 時まで
- (4) 参加申し込み後の辞退については、任意書式により辞退届を提出すること。
- (5) 参加者の決定
提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定する。その結果を 10 月 16 日（月）目途に、参加申込みした者に書面および電子メールにより通知する。

6 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、別紙「質問書（様式 3）」にて、10 月 5 日（火）午後 5 時までに下記問い合わせ先に提出してください。提出方法は、電

子メールによるものとします。郵送、電話および口頭による受付は出来ませんので
ご留意ください。

質問書の内容および質問に対する回答は、下記問い合わせ先の窓口にて 10 月 10
日（火）から掲載します。

7 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期 企画提案書の提出期限は、10 月 25 日（水）とする。

(2) 実施要項の入手方法および場所

9 月 27 日（水）から、下記問い合わせ先にて配付する。また、守山市ホームページにて掲載する。

(3) 提案書の提出

実施要項および別冊「仕様書」等に基づき作成し、提出すること。

(4) 審査方法

実施要項のとおりとする。

8 契約方法（随意契約）

(1) 徴取した見積書記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額
（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を
もって契約価格とし、契約を締結する。

(2) 契約手続きおよび契約書は、守山市財務規則等によるものとする。

9 その他（プロポーザルの停止、中止および取り消し）

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を停止、中止または、取り消すことがある。この場合においてプロポーザル等に要した費用を本協議会に請求できないものとする。

10 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市 こども家庭部 保育幼稚園課

電話 077(582)1129、メール: hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp